



名護市営市場(中心市街地商業基盤施設) 出店者募集要項

物販店舗【第21号店舗】



令和 5年 7月

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課

～ 目 次 ～

1. 整備目的と目指す方向	P.1
2. 施設概要	P.1
3. 各募集店舗の募集要項	P.2
物販店舗 第21号 募集要項	P.2
(1)応募資格	P.2
(2)出店の基本条件	P.2
(3)募集対象施設の概要	P.4
(4)応募方法と時期	P.4
4. 申込みから使用開始までの流れ	P.5
5. 募集と選考方法	P.6
6. 問合せ先	P.6
7. 募集店舗配置図	P.6

1. 整備目的と目指す方向

名護市の中心市街地は、北部地域の中核となる商業地域であり、まちの「顔」として発展してきました。近年、車社会の発展による広域交通網の整備や市街地の拡大、郊外への大型商業施設の立地などから、既存商業の空洞化が進み“にぎわい”が失われてきています。

名護市営市場は、明治中期に起源があるといわれ、かつては北部地域の台所として多くの人や物が行き交い、地域の食文化を支えてきました。中心市街地の空洞化とともに施設の老朽化も進んでいることから、新たな商業基盤施設としての再生を目指し、駐車場や広場などの利便施設と併せて「食文化の発信拠点」となるよう整備を進め、中心市街地の活性化に取り組んでいます。

【目指す方向】

- ①既存店舗の再編整備等による商業機能の更新
- ②新たな人材育成環境づくり
- ③大型店との差別化(対話やふれあい)
- ④訪れやすい商業環境の形成
- ⑤沖縄の食文化を発信する新たな飲食店舗の誘致と「まちなか観光」の展開

2. 施設概要

現在の市営市場は、1962年に当時の名護町営市場として改築整備され、60以上の店舗が営業していました。

名護市営市場は、現在の市営市場機能を整備拡充し、飲食施設、人材育成施設、チャレンジショップ、ワゴンショップ、買物広場、駐車場を整備しています。

- ◎施設名称 名護市営市場
- ◎位 置 名護市城一丁目415番地(住所:名護市城一丁目4番11号)
- ◎敷地面積 3291.44㎡
- ◎建築面積 1541.78㎡
- ◎延床面積 2777.16㎡
- ◎構 造 鉄筋コンクリート造2階(一部、機械電気室3階)
- ◎店舗数
 - ①生鮮・食品:14店舗
 - ②衣料・物販:7店舗
 - ③起業支援:チャレンジショップ 2店舗、ワゴンショップ4店舗
 - ④飲食店舗:6店舗
 - ⑤情報提供:まちなか情報コーナー 1店舗
- ◎関連施設
 - ①食文化人材育成施設(調理実習施設)
 - ②買物広場:1ヶ所(前広場、パティオ)
 - ③駐車場:約40台
 - ④管理人室
- ◎管理運営

本施設は、指定管理者制度を導入しています。令和10年3月31日までは、「一般社団法人資源活用管理協会」が指定管理者です。

3. 各店舗募集要項

第21号店舗(物販店舗) 募集要項

(1) 応募資格

- ①本施設の整備目的と方向に沿って、自ら営業活動を行う者。
- ②出店にあたっては、名護市条例に基づく出店許可を受け、関係法令等の許可を受ける者。

許可の条件(名護市市場の設置及び管理に関する条例施行規則より)

- (1) 店舗を使用する者は、許可を受けた日から7日以内に市場の使用を開始すること。
- (2) 店舗を使用する者は、1月以上連続して休業しないこと。
- (3) 使用料等の納付期限を厳守しなければならないこと。
- (4) 商品、機材等については、一切使用者の責任で管理し、市は保管の責任を負わないこと。
- (5) 市場の治安及び衛生上害を及ぼし、又は他の使用者及び利用者の使用を妨害する行為をしてはならないこと。
- (6) 市場で油を使用する施設の使用者は、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)に基づき下水道除外施設の定期清掃を行わなければならない。廃棄物処理業者との委託契約書の写しを提出する。
- (7) 市場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。
- (8) 名護市市場の設置及び管理に関する条例、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)及びこれらの条例施行規則並びに関係法令を遵守すること。
- (9) 市場使用許可申請として提出された事業計画の内容に基づいた事業運営を実施すること。
- (10) 事業計画の変更がある際は、事前に連絡を行うこと。

(2) 出店の基本条件

①事業計画書の作成

新たな出店者の募集にあたっては事業計画書を作成していただきます。

②使用許可の期間

名護市条例により、使用許可の期間は2年以内となっており、申請により継続して使用することができます。

③テナント会への加入について

施設全体のイベント開催や販促活動を行い、集客力を高める取り組みを行っていくため「名護市営市場テナント会」へ加入して頂きます。

④営業日と時間

(ア)営業日 : 年中無休
(イ)営業時間 : 午前7時30分～翌日の午前0時まで
(なお、相談により営業時間を短縮及びずらすことができます。)

⑤施設使用料(家賃相当)、共益費について

月額使用料(税抜) $1,100\text{円}/\text{m}^2 \times 16.6\text{m}^2 \times 1.1(\text{消費税})$
 $= 20,080\text{円}$

(ア)施設使用料については、名護市条例により1㎡当たりの使用料金を定めて、それぞれの店舗占有面積を乗じて計算します。(名護市に支払い)

月額共益費 3,354円
(実績値 参照) ※使用料によって変動します

(イ)共益費については、施設の共用部分において下記に係る費用を各店舗面積に応じて按分していきます。また、共益費については指定管理者が回収し、実費清算とします。(指定管理者に支払い)

【共益費 詳細】共用施設:施設内通路、階段、ゴミ置場、エレベーター
・日常清掃 ・警備業務 ・消防保守 ・電気保守 ・空調設備保守・昇降機保守
・衛生管理費 ・共用部分水道料 ・共用部分電気料 ・消耗品費 ・修繕費 等

月額電気料 4,603円 (約280円/㎡)
(実績値 前入居者の2年間の平均 参照) ※使用料によって変動します

(ウ)電気料については、施設の共用部分については各店舗面積に応じて按分し、個別部分については使用量に応じて請求していきます。また、共益費と併せて指定管理者が回収し、実費清算とします。(指定管理者に支払い)

⑥従業員数の報告

(ア)施設の活用状況等の把握のため、3ヵ月に1度、従業員数の調査に報告をお願いします。

⑦入居にあたっての注意事項

業種等の保健所などの許可等は、事前に事業者の責任において手続きを行うこと。入居時に許可がおりないあるいは今後も許可が見込めない場合は、使用の不許可・取り消しを行う場合もあります。

(3) 募集対象施設の概要

物販店舗(店舗21店舗)

①面積: 16. 6㎡ ※配置図は別紙参照

②料金

【参考】月額負担料の目安

物販店舗 (店舗21号店舗)	使用料(税込)	共益費(※1)	電気料(※2)	合計
	20,080 円	3,354 円	4,603 円	28,037 円

※1 : 実績値。

※2 : 店舗ごとの照明などにかかる電気料、前入居者の2年間の平均値を参考。

基本使用料に従量、動力の両方含む。

③施設設備

(ア)照明、空調、電気配線、天井、壁、床仕上げあり

(イ)店舗間の間仕切壁は、パーテーション(高さ 1.8m)仕切り

(ウ)床は、ビニル床タイル仕上げ

(エ)店舗内での調理は不可

(4) 応募方法と時期

【応募と選考】

応募者は応募書類を作成し、名護市に提出する。

◎申込期間: 随時募集

※応募書類一式

・原本: 1部(片面印刷) ・副本: 8部(両面印刷)

(1)事業計画書は、名護市商工会において経営指導員と一緒に作成することができます。

(2)企画提案書類の作成及びプレゼンテーションにかかる諸費用は企画応募者の負担とし、提出資料等の返却は致しません。

◎申し込み場所: 〒905-0014 名護市港二丁目1番1号 名護市民会館 2 階

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課

(土日祝祭日、12月29日～1月3日は除く。午前8時 30 分～午後5時 15 分まで)

応募書類について

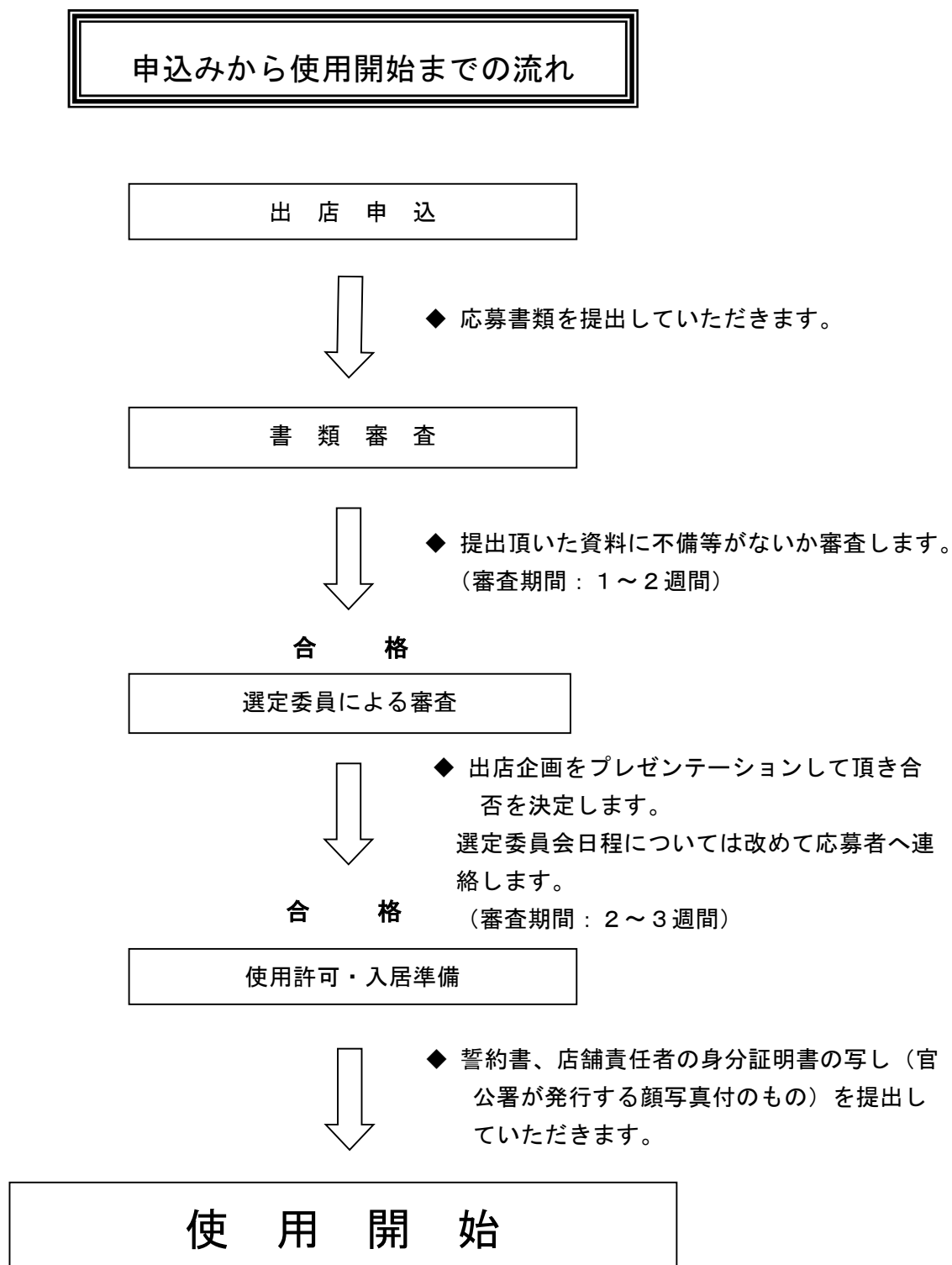
(個人)

- ・市場使用許可申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・営業に係る免許等の写
- ・住民票
- ・確定申告書
- ・市税等完納証明書(市民税、国保税)
※完納証明書がない自治体の場合は納税証明書
※国民健康保険でない場合は、加入している保険証の写し
- ・プレゼンテーションで使用する資料(企画書等)

(法人)

- ・市場使用許可申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・営業に係る免許等の写
- ・登記簿謄本
- ・確定申告書、決算報告書
- ・法人に関する市税完納証明書
※完納証明書がない自治体の場合は納税証明書
- ・プレゼンテーションで使用する資料(企画書等)

4. 申込みから使用開始までの流れ



5. 募集と選考方法

【募集と選考】

- ①応募者は、応募書類を作成し名護市に提出する。
- ②名護市において書類審査、選定委員審査を行い、出店者を選定する。
- ③選定委員審査後、結果を通知する予定です。

※なお、申込書において入居希望店舗を記入頂きますが、希望店舗の重複がある場合、事業内容の審査により点数が高い方を優先にしますので、あらかじめご了承ください。

【選定後の許可】

出店者選定後、使用を許可する場合は、使用許可条件を付して使用許可証を交付します。使用許可証の交付時において、関係法令の厳守と施設の適正利用を約束するため誓約書を提出頂きます。

6. 問合せ先

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課

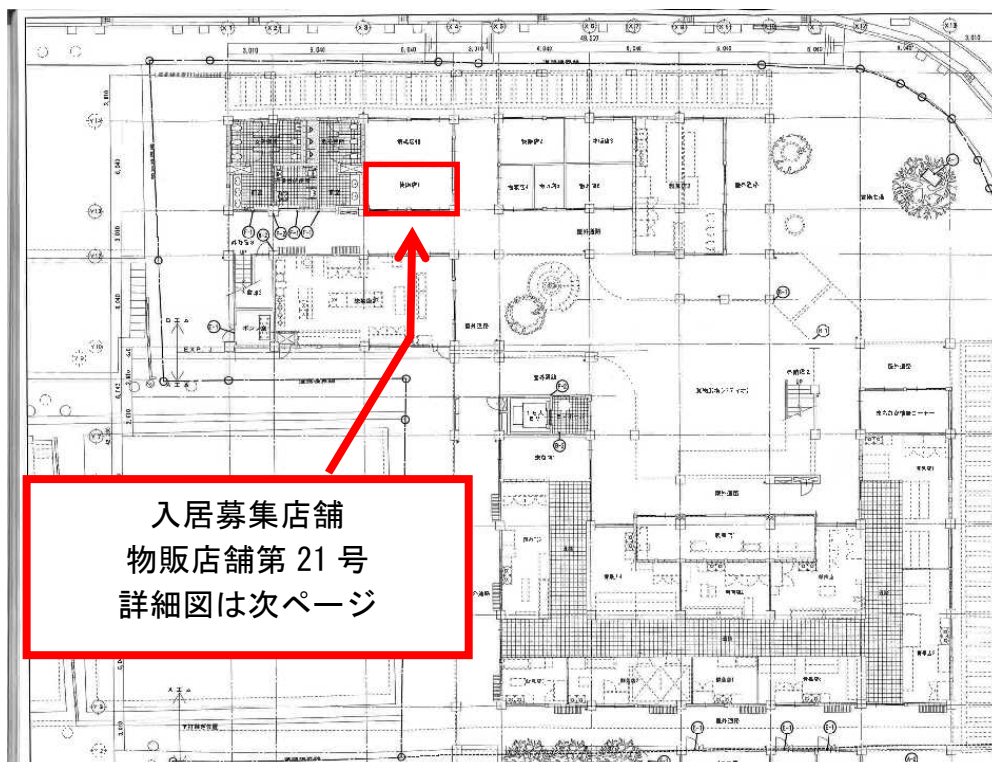
〒905-0014 名護市港二丁目1番1号 名護市民会館 2 階

電話番号:0980-53-7530 FAX番号:0980-53-7522

(午前8時 30 分～午後5時 15 分まで)

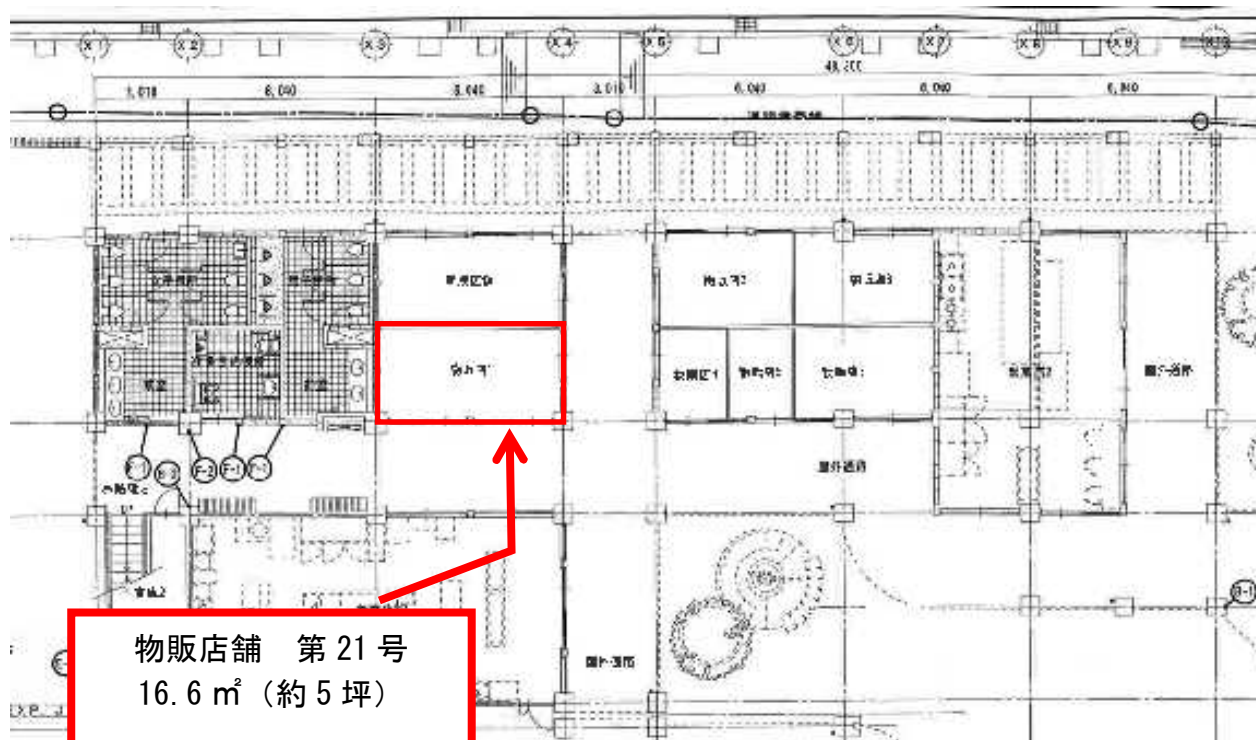
7. 募集店舗配置図

配置図



詳細図

名護市営市場 1階 第 21 号



店舗写真

